鞍手町選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

１ 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

２ 使用車種及び登録番号

３ 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

４ 契約金額 金 円（※消費税を含む）

（内訳 １日につき 円（税込） × 日間）

５ 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により鞍手町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき鞍手町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が鞍手町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により鞍手町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６ その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

年 月 日

甲　住　所

氏 名

乙 住 所

名 称代表者

鞍手町選挙候補者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

１ 使用目的

甲は、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

２ 使用車種及び登録番号

３ 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

４ 契約金額 金 円（※消費税を含む）

（内訳 １日につき 円（税込）× 日間）

５ 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

６ 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により鞍手町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき鞍手町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が鞍手町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により鞍手町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

７ その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

年 月 日

甲　住　所

氏 名

乙 住 所

名 称代表者

鞍手町選挙候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

１ 供給する期間 年 月 日 ～ 年 月 日

２ 供給場所

所在地

名 称

３ 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

４ 契約金額 金 円（※消費税を含む）

（単位１リットルあたり 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じ

て得た金額とする。）

５ 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により鞍手町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき鞍手町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が鞍手町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により鞍手町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６ その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

年 月 日

甲 住　所

氏 名

乙 住 所

名 称代表者

鞍手町選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

１ 業務内容

公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転

２ 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

３ 運転する車の車種及び登録番号

４ 契約金額 金 円（※消費税を含む）

（内訳 １日につき 円× 日間）

５ 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により鞍手町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき鞍手町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が鞍手町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により鞍手町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６ その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

鞍手町選挙候補者　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

１ 作成枚数 枚

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２ | 契約金額 | 金 | 円（※消費税を含む） |
|  |  | （単価 | 円（税込） × 枚 ） |

３　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により鞍手町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき鞍手町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が鞍手町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により鞍手町に帰属する

こととなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

４ その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協

議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保

有する。

年 月 日

甲 住　所

氏 名

乙 住 所

名 称代表者